

1 **Q18** 児童生徒の発達段階に即した人権教育の指導はどのようにすればよいのでしょうか。

5 **A** 幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階において身に付けさせることが望ましい資質や能力は何かを明らかにし、指導者の共通理解を深めることが大切です。また、我が国の子どもたちの実態から、「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感）や「情報モラル」の育成については、重点的・継続的に取り組む必要があります。

【発達段階に即した具体的な指導方法】

10 人権教育を通じて身に付けさせたい資質や能力の育成には、子どもたちが心身ともに成長過程にあることを踏まえ、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要です。

幼児期においては、他者を尊重する意識・態度を育む基盤となる「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感：Q4参照）を、遊びを中心とした日々の生活を通してどのように育んでいくかが中心的課題の一つとなります。

15 青年中期（高等学校段階）においては、実社会に出る準備段階として、「人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れ」た取組が必要です（Q15参照）。[第三次とりまとめ]では、各発達段階に即した指導方法について、概ね右ページのように示しています（在り方編P30,31参照）。

【重点的・継続的に取り組むべき内容】

20 これらの中で特に「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感）は、人権感覚を育む基盤となる最も重要な資質の一つと考えられることから、幼児期のみならず、あらゆる段階においてその育成をめざした取組が求められます。

また、情報機器を使い始める時期が急速に早まってきていることから、インターネットや携帯電話の利用による人権侵害の被害者・加害者にならないために、小学校低学年段階からの「情報モラル教育」の充実を図ることが急務となっています（在り方編P30参照）。（実践編P52～57参照）

【教職員の共通理解と異校種間の連携】

こうした取組を実現するためには、校内において教職員の共通理解を図るとともに、異校種間の連携を進め、系統的かつ継続的な指導計画を構成するよう努めることが重要になってきます。

30 具体的には、人権教育の学年別目標や年間指導計画の作成を、全教職員の協力のもとに進めて授業公開を行ったり、地域の各学校・園の担当者の連携により同和問題学習の指導計画を作成したりするなどの取組が考えられます（在り方編P30参照）。（実践編P23～26参照）

35 **ふりかえり**

発達段階に即した人権教育を進めていくため、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

1：幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

この段階の児童は、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。